

アスベスト事前調査お済ですか？

～アスベスト調査実績～

三好市総務部管財課 平成30年度 三好市内4支所 アスベスト調査分析業務
 徳島市消防局 旧津田分団詰所アスベスト調査業務
 みよし広域連合 旧池田消防署解体工事に係る石綿含有調査分析業務
 高松市 高松第一高等学校環境測定業務
 三好市教育委員会 平成29年度 旧三野町役場庁舎石綿含有調査分析業務
 板野町建設課 平成29年度 町営住宅アスベスト分析業務
 吉野川市建築営繕室 牛島第3団地1・2棟改修工事に伴うアスベスト調査業務
 高松市 教育委員会 川島小学校外2校環境測定業務委託
 高松市 教育委員会 花園小学校外3校環境測定業務委託
 吉野川市建築営繕室 牛島第3団地1・2棟改修工事に伴うアスベスト調査業務
 阿波市契約管財課 旧阿波市役所建築物石綿含有調査業務
 阿波市教育委員会 市場ふれあいセンター解体工事に伴う建築物石綿含有調査業務
 徳島地方検察庁 平成30年度徳島地方検察庁本庁外壁アスベスト含有調査業務
 阿波市営繕課 旧阿波市役所改修工事に伴うアスベスト分析調査業務

(※環境防災 建築物石綿含有建材調査者在籍数:3名)

建物管理者は、健康障害を防止するため石綿の有無を調査しなければなりません

◆実は、建材の多くにアスベストが使用されている

石綿が最も多く製造・使用されたのは、1970年～90年代前半とされ、その民間建築物は国内に約280万棟存在すると推計されている。

そして健康被害が顕著化し、平成18年9月1日労働安全衛生法施行令が施行され、石綿を含有するすべての製品の使用が禁止された。

しかし、平成40年前後には石綿を使用した建物解体のピーク(推定)が訪れるとされており、その解体棟数は年間10万棟を超えると推計され、民間建築に限らず石綿を使用している建築物の実態を調査し、使用状況や劣化状況などに応じたばく露防止対策や飛散防止対策、除去対策により、石綿による健康被害のリスクを可能な限り低減する必要がある。



【耐火被覆材】



【外壁 リシン吹付材】

◆どのような建物を調査する必要があるのか？(建築時期・構造・用途による優先度)

優先度	建築時期	背景	優先する構造物・用途
<p>高</p> <p>低</p>	昭和50年まで	昭和50年に法令で含有量5%超の石綿吹付け作業を原則禁止	●防火規制に該当する建築物 ●3階以上の鉄骨造の建築物
	昭和51年から昭和55年まで	昭和55年に業界による自主規制により、石綿含有吹付けロックウール(乾式)の使用中止	●防火地域や準防火地域の建築物 ●調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などの部屋を有する建築物
	昭和56年から平成7年まで	平成7年に法令で含有量1%超の石綿吹付け作業を原則禁止	●集合住宅・病院・立体駐車場 コミュニティセンター・工場・介護施設・保育園・幼稚園・図書館など
	平成8年から平成18年まで	平成18年に法令で含有量0.1%超の石綿含有物の製造・使用を全面禁止	

◆アスベストの使用状況が不明な場合は石綿使用状況の事前調査(石綿則第3条関係)が必要

事前調査は、アスベスト調査の専門家に

事前調査は、石綿が使われている建材に関する知識を有し、建材の採取方法や分析技術、さらには分析結果の解析力があり、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有している**建築物石綿含有建材調査者**に依頼してください。



≫≫アスベスト調査に関するご相談は



〒770-0046 徳島県徳島市鮎喰町一丁目57番

【お問い合わせ先】 ☎ : 088-632-0111(代表)

<http://kankyobousai.jp>